

平成30年度第12回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成30年10月24日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第 1 2 回定例会議事日程

1 日 時 平成 3 0 年 1 0 月 2 4 日 (水) 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 3 8 号議案 八王子市運動場条例の一部を改正する条例の設定依頼
について

第 2 第 3 9 号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について

第 3 第 4 0 号議案 平成 3 0 年度文部科学大臣優秀教職員表彰候補者の推
薦について

4 報告事項

- ・ 通学路における緊急合同点検の結果について (保健給食課)
- ・ 平成 3 1 年度新入学児童・生徒の学校選択制の抽選の実施について
(教育支援課)
- ・ 不就学児童生徒調査について (教育支援課)
- ・ 高齢者叙勲の受章について (教職員課)
- ・ 平成 2 8 年度八王子市包括外部監査結果に基づく措置について (図書館部)
- ・ 平成 2 9 年度執行分定期監査結果に基づく措置について (図書館部)
- ・ 東京八王子ビートレインズ選手が選んだ「イチオシ本」について
(図書館部)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩 千 子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	穴 井 由美子
指 導 課 長	中 村 東洋治
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	瀬 尾 和 子
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	浅 岡 秀 夫
文 化 財 課 長	中 野 みどり
こ だ も 科 学 館 長	遠 藤 譲 一
図 書 館 部 長	石 黒 みどり
中 央 図 書 館 長	太 田 浩 市
生涯学習センター図書館長	新 納 泰 隆
南 大 沢 図 書 館 長	安 達 和 之
川 口 図 書 館 長	成 田 俊 雄
指 導 課 指 導 主 事	高 木 紘二郎
指 導 課 指 導 主 事	星 野 正 人
保 健 給 食 課 主 査	安 藤 純

教育支援課主査	山田光
中央図書館主査	佐藤明子
中央図書館主査	小川久美子
南大沢図書館主査	鈴木仁
教育総務課主査	堀川悟
教育総務課主事	飯田知子
教育総務課主事	小山ちはる
教育総務課嘱託員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより、平成30年度12回定例会を開催いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯や、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、笠原麻里委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事でございますが、第38号議案は、いまだ意思形成過程のため、第39号議案及び第40号議案は、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。報告事項となります。保健給食課から報告願います。

田倉保健給食課長 国の示した登下校防犯プランに基づく防犯の視点に加え、ブロック塀などの防災の視点で、緊急合同点検をこの8月から9月にかけて行いました。その結果について報告するものです。

詳細は、安藤主査から御説明いたします。

安藤保健給食課主査 それでは、通学路における緊急合同点検の結果につきまして、御報告させていただきます。

定例会報告事項資料を御覧ください。2の(1)実施内容になります。

今年の5月、新潟市において下校中の児童が殺害される事件が発生いたしました。これを受けて、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び警察庁により緊急合同点検等実施要領が示されました。この要領に基づく防犯の視点に加え、市独自の取組として、ブロック塀等、災害時の危険性という防災の視点から各小学校が抽出した

危険箇所を教育委員会・学校、学校運営協議会、地域住民、警察、道路管理者等と合同点検を実施しました。その結果について報告するものです。

(2) 対象になります。各学校にて、学校、児童・保護者等が通学路の点検を実施し、危険があると認められた箇所のうち、その対策に複数の関係者との確認協議が必要な箇所が対象になります。主に、空き家や公園、樹木が生い茂った薄暗い場所、倒壊の危険性のあるブロック塀などが、対象として抽出されました。

(3) 合同点検の期間になります。学校保護者等が夏休み中に点検を実施した後の、8月30日から9月28日の間に実施いたしました。

(4) 結果になります。主な対策必要箇所でございますが、樹木が生い茂り、薄暗く不審者が隠れやすいなどの地域環境の管理に課題がある、日中でも人通りが少なく、死角が多いなどの子どもが1人になった時に、周囲の目や車が少ない、となっております。なお、点検の結果、既に対策がとられている箇所もございました。

対策案といたしましては、定期的な樹木の選定、草刈り、警察官によるパトロールやボランティア等による見守り活動の強化となりました。危険箇所については、道路管理者、防犯課、公園課等と情報共有をしており、今後は児童・生徒の安全確保のため、対策案の対策実施に向けて取り組んでまいります。また、危険と思われるブロック塀等の対策については、災害時には近づかないなどの学校からの指導と、災害を未然に防止するために活用していただきますよう、撤去等に対する市の補助制度のチラシをポスティングいたしました。

報告は以上になります。

安間教育長 只今、保健給食課からの説明が終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

柴田委員 この緊急合同点検をしていただきまして、ありがとうございました。ブロック塀だけではなく、災害時や防犯というような視点を加えての合同点検ということで、こういう点検がなされるという自体が、保護者目線で見ると、安全・安心な教育環境づくりの取組として評価されるものだと思います。

質問なんですけれども、講じられました対策につきまして、今対策案が示されていますが、この後すぐに講じられた対策案というものは、どんなものがあるのでしょうか。

安藤保健給食課主査 環境管理の徹底というところで、やはり草が伸びているとか、樹木の剪定が必要というのが、既に公園課のほうにもお話をしております。また、地域の方も点検に参加してくださったので、地域の町会のほうから、該当の持ち主の方に言って、切っていただくということはしていただいております。

柴田委員 ありがとうございます。やはり、こういう活動は町会の方たちとの連携ということや、町会のご理解が欠かせないものだと思いますので、そういったところが必要な対策については早急に取り組んでいただいたということで、良かったと思っておりますが、やはり人の目がたくさんあればあるほど、子どもたちが守られると思いますので、引き続きぜひ、こういった呼びかけを教育委員会が主導してやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

安間教育長 よろしいですか、他にございますか。

伊東委員 今回の柴田委員の質問に関連しているんですけども、主旨も十分よく分かるんですけども、(4)の結果のイの主な対策案のところ、それぞれの項目、数字が出ているんですけども、この数字の読み方はどういうふうに見たらいいのかわ。例えば、防犯パトロールの強化19とかですね。それから、ボランティア等による見守り活動の強化19とかですね。それから、ボランティア等による見守り活動の強化46とかあるんですけども、全部の小学校の区域をやるのか、それとも、46箇所とか19箇所だけ許可するのか、とか。その見方をちょっと教えていただければと思います。

安藤保健給食課主査 数字は箇所数になります。実際、この主な対策案の例えば、一番上の環境管理の徹底の113というのは、113箇所を主に対策しますという数字なので、それ以外に出たところは、今のところ、対策をする箇所には入っておりません。

安間教育長 そうやって見るんですか。今の御質問、徹底とか強化というところが、箇所なんじゃないのかわ。要するに、ボランティア等による見守り活動はしていますよと、けども、強化しなきゃいけないような場所が46箇所見つかったと、そういう読み方ではないと。

安藤保健給食課主査 そうです、許可する、既にやっているところもあるんですけども、さらに強化というところですね。

田倉保健給食課長　この主な対策案というのは、その場で関係者が協議をして決めた内容となりますので、今、教育長からもあったとおり、もともとやっている対策はもとよりやっている対策としてそのまま実施していただいて、その場所を見た上で、樹木の剪定が一番効果的だということ、その場で意見が出ていれば、環境管理の徹底になりますし、この場所については、防犯課の方とここはパトロールの強化をしますね、というような対策案が出たところは、防犯パトロール、青パトの強化ということに分類をしているということでございます。

安間教育長　よろしゅうございますか、他にございましょうか。

笠原委員　2点、伺いたいことがございます。

調査していただいたことは、この事件を受けて非常に大事なことでしたので、早い時期にやっていただいたなと思っております。一方で、ここに各小学校が抽出した危険箇所というふうに書いてあるのですが、まずどのような基準でそれが抽出されたのか、例えば、これは水関係、用水路とか川とか。そういうところは果たしてこういう、今回は入っていないみたいですがけれども。なので、本来あるようにもともとやっていたから大丈夫なのか。今回、点検していないのか、ちょっとその辺をどういう基準で危険箇所ということが選定されたのか、お伺いしたいということが1つ。

2つ目なんですけれども、小学校の通学路なんです、中学校に関してはどのようなお考えなのか、網羅されているから良いということなのか。中学生はこの後だということなのか。ちょっとお考えを伺えればと思います。

田倉保健給食課長　1点目の用水路とか川とかの点検についてですけれども、用水路や川につきましては、交通安全の視点で別の点検をしております。今回は防犯の視点と防災の視点ということで、学校で保護者が子どもたちと一緒に歩いて危険な箇所を見つけてくださいという通知を6月29日に出しております、その通知に基づいて点検をしていただいた結果をもとに、危険箇所を抽出していただいております。ですので、今回は、交通安全の視点は除外をして点検のほうを行っております。

中学校の通学路につきましては、委員の御指摘のとおり、小学校の通学路に包括されているということもあるというのが1点と、あと中学校からも、小学校のほうに危険箇所があれば連絡してくださいというのは事前に通知しておりますので、

中学校側で危険箇所があれば、小学校側に連絡をしていただいて、小学校の通学路点検の中で一緒にやっております。

笠原委員 ありがとうございます。こういった防災・防犯に対する考え方なんですけれども、基本的には予想しないことが起こるんですね。ですので、危ないと思うということ自体が、ここでバイアスがかかってしまっていますので、ある程度、これは学校から上げていただくので、地域のことが分かっているのが学校でしょうから、とても良かったとは思いますが。一方で委員会側としても、こういうことを視点に、こういうことを視野に入れてくださいというようなアドバイスがないと、漏れる可能性は十分にあると思います。今回の事件がこのように起こっていると思いますので。誰も危険だと思ってなかったんですブロック塀を、つまりこういうことが起こり得るということを念頭に置かないと、こういうと調査自体が、もったいないことになってしまうので、少しその危険に関する意識というのは、別な観点で持っていただいたほうが良いのではないかとこのふうには考えております。ですので、中学校も同じで、中学校だけが使っている道だってあると思いますから、そういう道、場所があると思います。それから、中学生の行動範囲というのは、小学生とは大いに違いますので、逆に中学生だから危ないということもありますし、小学生だと、これは危険、例えば、小さな策が乗り越えられるとか、乗り越えられないとか、そういうことがあるので、やはり危険を察知するという観点をもう少し入れた方が良くないかなと思いました。

安間教育長 何かお答えできることはありますか。

田倉保健給食課長 危険を察知する能力というか、危険がどういう場所にあるのかというのは、地域安全マップ等の作成を以前から学校にお願いしております。様々な視点、図で書いてあったり、絵で描いてあったりしますが、その中にブロック塀というのも示しておりました。それを参考にどういう場所が危険箇所であるのかということ考えた上で、抽出をしていただいています。

基本的には、入りやすく見つけにくいというのが、防犯の視点になると思いますので、そういう視点で危険箇所を探していただくようお願いをしております。また、今回の緊急合同点検の対象は、小学校が指定している通学路だけではなくて、家に帰るまでの全ての道を対象にしておりますので、中学生が通る道というのも、

小学生がその道を通らないということはないと思いますので、基本的には全ての道を対象に合同点検を行っております。

設楽学校教育部長 通学路の合同点検につきましては、これまで、定期的にやっていたところですが、今回のこの合同点検につきましては、新潟での死体遺棄事件ですとか、大阪北部地震のブロック塀の倒壊というものを受けまして、まず学校側にそういった注意喚起、安全教育をしっかりと行っていただいた上、危険箇所の抽出を行っていただいておりますので、そこら辺の教育をセットで行っている点検でございます。

以上です。

安間教育長 非常に重要な御指摘ですから、我々がオーケーですと言い切るのではなくて、今の視点を生かしたお話で、さらにこの取り組みは進めていってほしいと思います。

他にございますか。よろしゅうございますか。

では、私のほうから1点。今、我々大人ができるような対策ということで、話していった、今回の報告の主旨もそうなんですけれども。夏休み中に保護者と子どもたちが、全部自分が通う道を点検したんですよね。その後、学校の取り組みはどうなっていますか。当然、やらせっぱなしで、ここで抽出しましたからオーケーですというような、そんな話じゃないわけでしょう。やはり今も笠原委員からも御指摘があったように何が起こるか分からないのは、もう今度は個別の問題なんですよね。全体がどうかというよりも、一人一人の子が、歩いていく最中にどうなのか。そういう意味で、保護者と一緒に点検してもらったのは非常に価値がある。そのあと、学校というのはどんな取り組みをしているのですかね。指導課のほうで何か掴んでいますか。

上野統括指導主事 指導課のほうで、夏休みの最後に改めて調査を行いまして、学校の状況は把握しております。校長会等を通しまして、お礼を申し上げるとともに、今後は子どもたちと、保護者と連携をして、通学路、また身近な点検をしていただくようにまた、そこはお願いをしております。

安間教育長 ぜひ、そこも強調してください。我々大人が環境整備をすることも大事なんだろうけれども、笠原委員があったように、個別の問題になってきますから、

どこが危険か、どういうところが危ないのかというのを、子どもたちが身に付けるというのはものすごく大事なポイントになりますから、これはむしろ、ぜひ強化をしてください。

斉藤指導担当部長 小学校の学域というのは非常に狭い単位、一人ひとり歩いて行くなんて、本当に小さな獣道のようなものまで含めてということになりますので、学校のほうで正確に把握していくというのが大事だと思いますので、職員の安全点検、自分たちの中で使うのはもちろんのこと、やはり地域の方にも協力していただかなければならないので、学運協のところで、話題にしている学校もたくさんございます。その結果、学運協の中の地域関係者の方、町会等を含めて、協力していただく、それからPTAの方々ですね、その辺りにも周知を図って、全体で地域を見守っていかうというような形、私も小・中校長連絡会ですか、11月にも副校長連絡会がありますので、そういったので、私も話をしながら、学校への啓発を図ってまいりたいと考えています。

安間教育長 よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただくとともに、今の御指摘を参考に今後取り組みを続けてください。よろしく申し上げます。

安間教育長 続きまして、教育支援課から、続けて2件報告をお願いします。

穴井教育支援課長 それではまず、平成31年度、新入学児童・生徒の学校選択制の抽選の実施について、御報告をいたします。担当の山田主査から、詳細について、御説明をいたします。

山田教育支援課主査 お手元の資料を御覧願います。平成31年度新入学児童・生徒の学校選択制の抽選の実施について御報告をいたします。平成31年度新入学児童・生徒を対象とした学校選択制につきましましては、9月3日に学校選択希望票の提出を締め切っております。その後、学校選択希望票を集計し、調整をした結果、第三小学校、横山中学校におきまして、抽選を行うことになりました。

2、抽選についてですが、抽選決定につきましましては、学校施設の状況を考慮し、また今後の転出者、転入の状況、また国立、都立中、私立小・中学校等への進学を過去のデータによりまして、予測した結果、抽選が必要との判断に至っております。

(1) 抽選対象校、抽選対象者及び当選予定者数ですが、第三小学校の新入学によって受け入れ予定数は、130人となっております。受け入れ予定数に対しまして、入学希望者が140人となっております。このうち抽選除外者、指定校である児童、許可区域、兄弟が在籍しているなどの、指定校変更要件に該当する児童が102人となっております。その結果、抽選対象者は38人となります。当選予定者数は28人、補欠登録者を10人として抽選を実施してまいります。

続きまして、受け入れ予定数は190人、入学希望者が218人となっております。こちらも小学校と同様に、抽選除外者数は、指定校である生徒、許可区域や、兄弟が在籍しているなどの指定校変更要件に該当する児童が145人となっております。その結果抽選対象者は73人となります。当選予定者数は45人、補欠登録者として、28人として、抽選を実施してまいります。

(2) 抽選の日時ですが、平成30年11月3日、土曜日、午前9時30分から第三小学校、午前10時30分から、横山中学校として実施いたします。

(3) の抽選会場ですが、八王子市教育センター、第三研修室と大会議室で実施していきます。

(4) 抽選方法ですが、抽選対象者のほうへ通知を発送し、公開抽選としまして、職員が抽選を実施してまいります。抽選棒によりまして、抽選対象者から、当選者と補欠登録者の順位の決定を行ってまいります。報告は以上となります。

安間教育長 只今、教育支援課からの方向は終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

柴田委員 御説明ありがとうございました。第三小学校と、横山中学校に人気が集まる背景ということにございまして、何か把握していることがあれば、教えてください。

山田教育支援課主査 今回の場合は、学区域内の人数も多くなっているというような点もございまして。その他には、やはり、第三小学校につきましても、保育園とのつながり等もあるのかと思っております。中学校につきましても、やはり小学校からの友人関係の流れで、横山中学校のほうへ流れているというようなことが見受けられます。同じように学区域の人数につきましても、指定校のお子さんにつきましても、増えているというような状況がございまして。

安間教育長 他にございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 こういう制度でございますから、いたし方ないので。事務局のほうも何
度も事前に抽選になりますよということを告知いただいたということで、やれると
ころはやったのかなというふうに思います。

それでは、報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 引き続き、教育支援課から報告をお願いします。

穴井教育支援課長 それでは、続きまして、不就学児童生徒の調査について、御報告
申し上げます。それでは、詳細については、山田主査から、説明いたします。

山田教育支援課主査 それでは、お手元の資料を御覧願います。不就学児童生徒の調
査につきまして、御報告いたします。

1、調査の主旨でございますが、学校教育法第17条「就学させる義務」の履行
の督促に関する調査として実施しております。まず初めに、調査の方法についま
して、御説明をいたします。

3の不就学児童生徒の調査の方法についてを、御覧願います。調査ですが、次の
二通りの方法によりまして、調査を行っております。最初に、(1)新入学児童・
生徒の就学事務により、調査を行っております。新入学につきましては、入学の御
案内、学校選択制の御案内、小学校については、就学時健康診断の通知、そして、
入学通知書の通知を発送して、より各御家庭のほうに周知をしているところです。
これは居住確認を含めた郵送でありまして、その郵送が戻ってきてしまった場合は、
現地調査を行うとともに、入国管理局への、出入国調査や、状況によっては、関係
機関に連絡し、連携協力し、調査を行っております。特に子ども家庭支援センター
とも、連携協力しまして、児童生徒の確認を行うこととしております。また、10
月、特に11月にかけて行っております。就学時健康診断では、未受診者に対しま
して、学校のほうからも各家庭を訪問していただき、状況を確認しているところ
です。状況によりまして、入国管理局の出入局調査や、子ども家庭支援センターとも
連携し、児童生徒の確認を行っております。最終的には、3月の入学予定連絡票の
提出により、入学の意思の確認を行っております。提出がない場合には、家庭訪問

の現地調査、入国管理局への出入国調査等によりまして、所在、就学先の確認を行うこととしております。

続きまして、(2)市内転入児童・生徒の就学事務において行っている調査になります。八王子市に転入時の住民移動の届け出に合わせまして、学齢児童・生徒がいる場合には、学齢簿の編成を行っております。その際、就学通知書の発行を受けずに、就学先が不明なまま帰られてしまうというようなケースもございます。その際には、就学先不明者と判明した場合には、転入前の区市町村への確認、就学先の通知、現地調査、市民課への調査の依頼、入国管理局への調査の依頼、その後、関係機関に連絡し、調査を行うこととしております。以上の方法によりまして、不就学児童生徒が発生しないようにしております。

以上の調査を行った結果、2、平成30年度新入学児童・生徒の状況についてを、御覧願います。小学校1年生は、4月7日現在、9名の不就学の児童が確認されておりました。先ほどの調査の結果、10月1日現在では、0名となっております。入国管理局調査により、出国していた者、他区市町村へ転出していたというような状況が確認されております。中学校1年生では、4月7日時点で、16名の不就学の生徒がおりました。10月1日現在では0名となっております。こちらのほうも入国管理局への調査をした結果、出国されていることが、確認されております。

今後も、調査や就学の手続きの際の聞き取りを徹底しまして、不就学とならないような取組を行ってまいりたいと思っております。

安間教育長 只今、教育支援課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

笠原委員 丁寧な調査をしていただいて、ありがとうございます。1点確認させてください。この転出、この小学校転出2名の方の、詳細はちょっと個人情報なんですけれども、転出先は把握されていて、一番懸念されるのが、学校ネグレクトとか、養育状況が悪くないかということが懸念されるんですけれども、そういうことが、ある打診が把握されていらっしゃるのでしょうか。

山田教育支援課主査 転出先も確認し、住民登録の住基と連携されてますので、転出先は分かりますので、その部分につきましても、私どものほうで、転出先のほうにも確認を行ったりという作業をしているような状況でございます。

笠原委員 極端なケースのことではありますけれども、児童虐待の観点からしますと、こうやって転出した先で、大体の事故や事件が起こっておりまして、転出、出ていかれちゃうとこちらは、当然もう何もできないので、転出先に未就学だったという情報がいくか、いかないかだけでも、転出先の危機感が変わってくるんですね。児童相談所を盛り込んで、転出先と通してやるようなことかとは思いますが、児童相談所が必ずしも関わっているとは思えないので、こういった情報がもし、地域・都道府県を越えて、共有できると少し子どもたちへの動きが変わってくるかなと思いますので、念頭においていただければいいかなと思います。

安間教育長 よろしゅうございますか。何か補足することはありますか。

穴井教育支援課長 笠原委員がおっしゃるように、最近では、転出をしたものの向こうで就学されてないというようなこともありますので、私どももそこを念頭に就学について確認をしております。私も実際には山梨のほうまで見に行ったこともございますので、厚生労働省のほうでは、現認することを前提にしていますので、そういったことを子ども家庭支援センターと連携していきながら、これからも進めたいと思います。

安間教育長 よろしくをお願いします。

村松委員 細かな調査を本当にありがとうございます。不就学児童生徒調査について拝見していると、今回は10月1日時点で0名ということで、本当にお疲れ様でした。小学校の転出は2名、出国が7名、中学生が16名、16名中16名が出国されてわけですけれども、私どもが学校でPTA活動とか、保護者の会とかそういった時に、あそこの誰々さん、海外に赴任するらしいよと話がでたり、または急に決まったから行かなければいけない、お別れ会もできないと耳にすることもあるんですね。例えば、中学校にあがる時に、進路とか、そういうものを聞いて、実は海外に行くんです、私立に行くんですということで、そういう調査というか、アンケート調査じゃないんですけれども、そういうことをすれば、この入国管理局、不明者と判明した場合の対応をここまで細かにやらなくていいんじゃないかなという素朴な疑問なんですけれども、その辺、学校のほうの対応ってどうなんですかね。

野村統括指導主事 小学校の段階では、6年生の時に進学先をどうするかという希望調査をとっておりますので、それに基づいて中学校に抄本等を送ったりという、そ

ういうふうな形はしてはいるんですが、ごくまれなケースとして、その中で急遽というか、そのような状況にあり得る、それが16名というケースになっていると思います。以上でございます。

安間教育長 他にございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本件も報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 続きまして、教職員課から報告をお願いします。

溝部教職員課長 それでは、高齢者叙勲の受賞につきまして、報告させていただきます。

本件は5月23日の本委員会で、推薦の議決をいただいている件でございます。受賞者につきましては、元八王子市立南大沢中学校長、馬場吉則様、受賞内容が瑞宝双光章、発令日が平成30年10月1日でございます。

報告は以上でございます。

安間教育長 只今、教職員課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、委員一同心よりお祝いを申し上げたいというふうに思います。

安間教育長 続きまして、図書館部から続けて3件、報告をお願いいたします。

太田中央図書館長 それではまず、平成28年度八王子市包括外部監査結果に基づく措置といたしまして、「八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱」を改正しましたので、御報告をします。

詳細につきましては、担当の小川主査から御説明いたします。

小川中央図書館主査 それでは、平成28年度八王子市包括外部監査結果に基づく措置について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。まず1、報告趣旨ですが、平成28年度包括外部監査の指摘に関する措置として、八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱、

以下要綱とさせていただきます。この要綱を昨年9月1日に改正いたしました、ここで必要部局における確認が終了した旨の報告を受けましたので、御報告するものです。

続きまして、2、報告内容ですが、監査の種類と指摘項目は(1)と(2)のとおりです。監査におきまして、受けました指摘内容については、(3)の指摘内容に原文の抜粋を掲載しております。簡単にまとめて申し上げますと、要綱の根拠法である八王子市図書館条例施行規則、以下規則とさせていただきます。その規則の内容を、下位である要綱を上回っている、整合を図るべきという御指摘でした。その処置内容については、(4)に掲載しております。要綱の規定で定めている内容が、根拠法である上位の規則を上回っていたため、規則と整合がとれるよう、要綱を改正いたしました。

具体的な改正内容は、お手元の資料の裏面を御覧ください。下のほうに参考として、規則の第9条の2を掲載しております。読み上げますと、貸出しを受けた者が、貸出し期間経過後1か月を超えて当該図書館資料を返納しないときは、その者に対して新たに図書館資料を貸出さないことができるとされております。このできるという意味は一定の権限や義務が与えられたことを意味します。対して、要綱はその上のほうの新旧対応表の改正前の4条を御覧ください。貸出し期間満了後1か月を超えて貸出し資料を返納しない場合は、その者に対し、新たな図書館資料の貸出しを行わない、と権限や義務よりも罰則に近い強い表現となっているので、この規定を規則の内容に合わせて、改正後のとおり、貸出さないことができる。と改正いたしました。

御報告については以上ですが、同じ包括外部監査にて、意見の事項も受けておりまして、内容は図書館の館外個人貸出しの登録及び更新に必要な確認書類は不明瞭であるというものなのですが、この件については、現在市長部局のほうと調整の上、確認中ですので、整い次第また改めて定例会で御報告いたします。

以上です。

安間教育長 只今、報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

中央図書館長、補足をお願いしたい。28年度に監査の指摘があって、措置が昨

年の9月1日で、この平成30年の10月の報告ということになった経緯を補足してください。

太田中央図書館長 この監査の処置について、所管のほうでまず対応したことを必要部局のほうに、報告をすることになっているのですが、その必要部局のほうで、その確認の判断がなされた後に、こちらの教育委員会のほうに御報告することになっているので、その必要部局においた確認がここで得られたので、ちょっと間があいしてしまいましたけれども、御報告したものとなります。

安間教育長 御理解いただけましたでしょうか。

何か御質疑はございますか。

村松委員 ありがとうございます。今、教育長がおっしゃったように、それ以外にこの改正ということで、これって議案というか、市教育委員会のほうで、議案として取り上げたんでしたっけ。それとも、これはしないで改正できるものなんですかね。

小川中央図書館主査 包括外部監査を受けまして、このような指摘を受けましたというようなことは御報告したのですが、要項の改正に関しましては、この教育定例会に諮ることなく部長決裁ということでさせていただいていますので、改めて議案として出したことはございません。

安間教育長 よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、報告として承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長 引き続きまして、図書館部から報告をお願いします。

太田中央図書館長 それでは続いて平成29年度執行分定期監査結果に基づく措置について御報告をします。

詳細につきましては担当の佐藤主査から御説明いたします。

佐藤中央図書館主査 それでは、平成29年度執行分定期監査結果に基づく措置について報告をいたします。

お手元の報告事項資料を御覧ください。まず、1の報告趣旨でございます。平成29年度執行分定期監査における指導を受けまして、監査事務局に措置通知を行いましたので、その内容について報告するものでございます。

続いて、2の報告内容でございます。監査の種類は平成29年度執行分定期監査でございます。指導事項は、平成29年度ブックスタート事業における絵本等の適正な管理について、所管課は中央図書館、生涯学習センター図書館、南大沢図書館でございます。

次に指導内容でございますが、報告事項資料裏面を御覧ください。全文を掲載しておりますが、長文になりますので、内容を要約して説明させていただきます。本市図書館では赤ちゃんが健康に育ち、またその保護者が安心して子育てができる環境づくりに寄与することを目的として、ブックスタート事業を実施しています。東浅川、大横、南大沢保健福祉センターで行われる3～4か月健診に来場した乳児に対して、ボランティアによる対面での絵本の読み聞かせを実現し、絵本、わらべ歌のDVD、子育て情報冊子等を入れたブックスタートパックを贈呈するものでございます。このたび、定期監査において指導を受けたのは、この絵本やDVD、配布物の在庫管理状況についてでございます。これらの配布物は1年分、約4000セットを中央図書館で一括発注したあと、中央図書館、生涯学習センター図書館、南大沢図書館に、それぞれ必要部数が納品され、ブックスタートの実施日ごとに、持ち込み数、持ち帰り数をブックスタート日誌や管理表に記載し、不足が生じないように努めておりました。しかし、受払簿が整備されていないために、絵本やDVDなどの種類ごとの在庫数が常に確認できる状態ではありませんでした。そこで、各館に受払簿を整備し、配布数、在庫数を物品ごとに管理すること、及び受払記録を統括する所管を明確にし、在庫管理全体の運営体制を構築することと、指導を受けたものでございます。

この指導を受け、10月1日付で、図書館部が行った措置の内容を御説明いたします。別紙を御覧ください。このブックスタート用図書等受払簿を図書館3館に整備し、各館で物品配布数、在庫数を管理いたします。また、統括管理官を中央図書館とし、3館全体の物品ごとの配布数、在庫数を常に把握できるようにしてまいります。

報告は以上でございます。

安間教育長 只今、図書館部からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これは、自分たちですぐに対応できるということだから、早い対応になるということですね。何かを配ったら、何個配ったというのはメモしておきましょうと、そういうことでしょう。

報告として、承らせていただきます。

安間教育長　引き続き、図書館部から報告をお願いします。

安達南大沢図書館長　東京八王子ビートレイنز選手が選んだ「イチオシ本」について、資料にありますとおり、報告いたします。

内容の詳細につきましては、南大沢図書館主査、鈴木から御説明いたします。

鈴木南大沢図書館主査　それでは、「中学生に読んでもらいたい 東京八王子ビートレイنزが選んだ読書案内「中学生に読んでもらいたい東京八王子ビートレイنزが選んだ！イチオシ Bon 2018」の作成につきまして御説明いたします。

図書館部では、10月27日から、11月9日までの読書週間に合わせ、読書の楽しさに触れていただくことを目的に図書館まつりを開催しておりますが、本年度は子ども読書活動のさらなる推進に向けた新たな取組として、この冊子を作成しました。図書館の利用データや、昨年実施した子どもの生活実態調査の結果を見ますと、中学生の読書量は小学生に比べると減っています。そこで、昨年11月に東京八王子ビートレイنزと締結した連携協力に関する協定に基づき、同チームの協力をいただき、中学生を対象に、八王子ゆかりのプロバスケットボール選手が選んだ本を紹介することにより、読書への関心をもってもらい、自分の興味や関心のある本を選ぶ、自らの読書を楽しむ習慣づくりにつながればと思っております。

配布先は市内の公立中学校の全生徒です。冊子にはヘッドコーチと選手の計10名が、それぞれ選びました10冊の本を掲載しているほか、選手、ヘッドコーチのプロフィールや全試合のスケジュールも掲載しています。この冊子をもって試合会場に足を運び、選手名鑑として活用しながら、地元チームを応援するといった使い方もでき、チームの知名度を一層高める効果も期待しています。10月22日に市長記者会見で発表があり、明日、10月25日から生徒用に中学校への配布を始めていきます。説明は以上でございます。

安間教育長 只今、図書館部からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 いろんな取り組みで、中学生への読書活動の推進をしてください。

報告として承らせていただきたいというふうに思います。

これで、公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室をお願いしたいと思います。再開は10時25分とさせていただきます。

【午前10時17分休憩】